

立山博物館文化観光推進事業多言語化業務委託仕様書

1 業務名称

立山博物館文化観光推進事業多言語化業務

2 業務の趣旨

富山県〔立山博物館〕（以下「立山博物館」という。）における文化観光推進事業の実施にあたり、多言語化を行うもの。

3 業務委託の期間

契約締結の日から令和8年3月10日まで

4 業務内容

（1）立山博物館英語展示解説文作成

立山博物館において、インバウンドの来館を見据え、展示に係る英語解説文を作成すること。概ね100点程度の解説文を作成することとし、解説、項目の表記等を含め解説文1点あたり英語100ワード程度（最長で200ワード程度の見込み）で、総文章量は12,000ワードを目安とする。

（2）その他文化観光推進事業実施に係る多言語化への指導・助言

その他立山博物館で行う文化観光推進事業の多言語化（英語、中国語（簡体・繁体）、韓国語）において、指導・助言が必要な場合、これに応じること。

5 多言語解説文作成にあたっての留意事項

利用者に向けた適切な表現となるよう配慮するとともに、利用者に立山の文化的・歴史的な魅力が伝わるような内容となるよう考慮すること。また、適切な表現となるようネイティブの作成者（職務経験等を含めた実績がある者）が、文章全体の調和等の観点も含めた検証を行い、適宜修正すること。業務実施にあたっては、観光庁発行の「HOW TO 多言語解説文整備」を参考に行うこと。

6 管理運営

- ・業務の適切な管理・運営を行うこと。
- ・業務の進捗状況等を立山博物館の求めに応じて報告すること。

7 成果品及び検査完了条件

（1）成果品

作成した多言語解説文を電子データで納品すること。

（2）納入場所

〒930-1406 富山県中新川郡立山町芦峯寺 93-1

富山県〔立山博物館〕学芸課

(3) 納入期限

①立山博物館展示英語解説文作成

令和8年2月28日

②その他文化観光推進事業実施に係る多言語化への指導・助言

適宜、立山博物館担当職員から指定する。

(4) 著作権等に関すること

本業務によって作成した成果物及び納品物の著作権は、発注者へ納品した時点をもって、受託者又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、無償で発注者に譲渡するものとする。また、受託者は発注者に対し、本件成果物及び納品物に関する著作権者人格権を一切行使しないものとする。

8 その他留意事項

- ・本仕様書に掲げる内容については目安であり、各々の事業の詳細については、発注者と受託者の協議により決定するものとする。
- ・本委託業務の全部を一括して第三者に委託してはならない。また、再委託先及び再委託する業務の範囲について、事前に発注者の承認を得なければならない。
- ・受託者は、本業務の履行により直接又は間接に知りえた情報を第三者に漏らしてはならない。契約期間満了後又は契約解除後も同様とする。
- ・この事業は、国の交付金を活用した事業であり、会計検査の対象となることから、当該委託業務が完了した日の属する富山県の会計年度終了後、5年間保管すること。
- ・本仕様書に定めのない事項又は本仕様書に定める事項に疑義が発生した場合は、両者協議を行うこと。